

Press Release

平成17年7月29日
日本監査役協会
日本公認会計士協会

「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携 に関する共同研究報告」を公表

日本監査役協会（会長 笹尾慶蔵）と日本公認会計士協会（会長 藤沼亜起）は、本日、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」を公表しました。

昨年12月24日付けで金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」の「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実」において、監査役等と監査人との連携が明確なテーマとして位置付けられました。また、新会社法では、会計監査人の報酬等の決定について監査役等の過半数の同意が必要とされるなどの改正が行われております。両協会はこのような状況を踏まえて、本年1月から監査役等と監査人の相互連携の考え方についての一助となるよう、連携の方法及び時期をはじめ情報・意見交換すべき事項について検討を行ってまいりました。

このたび公表する報告は、その検討結果を両協会の共同による研究報告として取りまとめたものです。これにより、監査役等と監査人の連携が更に強化され、もって既に両協会から公表されている指針等がより有効に運用され、監査の品質及び効率の更なる向上につながることを期待するものであります。

両協会は、今後も本研究報告公表後の監査実務の推移をはじめ、新会社法下における監査実務への影響等を踏まえ、必要に応じて本研究報告を見直し、両者の更なる連携強化に努めていく所存です。

以 上